

大和郡山市子ども・子育て会議
平成 26 年度 第 3 回会議

○開催日時

平成 26 年 8 月 25 日（月）午後 2 時～

○開催場所

大和郡山市役所 2 階 200 会議室

○出席者

委員 11 名

生田委員、乾委員、大倉委員、葛本委員、小橋委員、高田委員、畑山委員、森田委員、
山田委員、吉野委員、米田委員

（敬称略 五十音順）

事務局 6 名

○傍聴人数

4 名

○次第

1 開 会

2 議 題

（1）0 歳児保育の量の見込みの変更について

（2）大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について

（3）その他

3 閉 会

○議事

1 開 会

事務局：ただ今より、平成 26 年度第 3 回大和郡山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

～配付資料の確認～

事務局：本日は管家委員がご欠席ということで 11 名の委員の方のご参加となりまして、過半数

以上の方にご出席いただいておりますので大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第2項に基づきまして、会議が成立する旨をご報告させていただきます。本日ご出席いただいております委員の皆様及び事務局につきましては、お手元の座席表でご確認いただければと思います。

また会議は公開で開催させていただいておりますので、傍聴の希望の申し出がございましたら、前回同様会長より皆さまにお諮りしてご承認いただければ傍聴人の入場後、議事を進めていただく予定でございます。これからの議事につきましては、大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第1項に基づきまして、会長のもとで進めさせていただきます。生田会長、よろしく願いいたします。

生田会長：皆様、改めましてこんにちは。全国的に天候不順が続く中、また暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。日本各地で大雨による土砂災害のニュースが連日流れています。幸いこの奈良県は今のところ大きな被害はないということで胸をなでおろしているのですが、最近の尋常でない雨の降り方を見るとうかうかしてはいられないと思っております。その中で、ニュースでよく流れている広島県の安佐南区で知人が保育園をしておりますので先週行って参りました。行くとやはりニュースで流れている惨状そのままの景色が目に入ってきて、本当に驚きました。自然の力はこれほど恐ろしいのかと痛感させられたのですが、幸い知人の園は床上に少し水が入ったくらいで難を逃れまして、保護者の方、職員の方で一時連絡が取れない方もいらしたそうなのですが全員の無事が確認されたということで、園長先生は安心されておりました。ただ、土砂災害に見舞われた保育園が2園あると言われておりました。いずれも公立の保育園で1か所はまだ開園できない状態が続いておまして、もう1か所はこの月曜日からは開園できるとのことです。保護者の方で連絡が取れていない方もいらっしゃるようで、非常に心配されておられました。いつなにかこういった災害が起こるかもしれないというところで、私も保育園の園長をしておりますが保育園の場合、大雨警報であれば働いている方も多くいらっしゃいますので保育を継続しますが、幼稚園、小学校は休園、休校になると聞いております。その中、この子ども・子育て会議の1つの話題にもなっています幼保一元化で認定こども園ができたときに幼稚園の時間帯の子ども達が来て、それ以外には保育園の時間帯の子ども達がいるところで警報が出た場合どこを基準に判断していけばよいのかと最近思っています。今までみたいに杓子定規に幼稚園の子は帰って保育園の子はそのまま残って、果たしてそれがよいのであろうか、それに保護者の方が大雨の中子どもを迎えに行かなければならないとなると大変だと思います。やはり幼稚園と保育園のよいところを一緒にして新しい施設ができていく中でクリアしていかなければならない問題が多々あります。今日の会議ではその辺は論点として上がってきませんが、今後も会議は続いていきますので、またそういう点が雑談や議事の中で一部出てもよいかもしれません。そういう話題についてもふれていって本当の意味で子ども達が安心して安全に日々生活できるような施設になっていけばと願っております。そういった中、行政の方にいろいろな意見あるいはアドバイスをいただきながら進めていかなければなら

いと思っていますので、今後とも皆様のご協力をお願いしまして本日の会議を有意義に進めていけるよう、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、事務局のほうから傍聴希望者の方がいらっしゃるかと報告を受けております。議事に入る前に、傍聴希望者が4名いらっしゃいますので傍聴に関する基準第2条に従いまして皆様の異議がなければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(傍聴者入場)

生田会長：それでは、本日の議事を進めていきたいと思えます。

議題（1）0歳児保育の量の見込みの変更について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは「0歳児保育の量の見込みの変更」について説明させていただきます。「0歳児保育の量の見込みの変更」という2枚綴りの資料をご覧ください。こちらの資料の1ページ目は7月10日に出されました国の指針の要点をまとめた資料で、2ページ目は参考資料「量の見込みの算出について」から説明用に訂正箇所のみを抜粋した資料となっております。量の見込みにつきましては、平成26年3月25日、平成25年度第4回子ども・子育て会議の議題2で既にお示しをさせていただき、平成26年6月6日の平成26年度第1回子ども・子育て会議の議題1におきまして本年度4月2日、5月1日に出された国の指針に基づきましてその変更の承認をいただいております。

そして今回、さらに新たに国から平成26年7月10日付で「0歳児保育の量の見込み等について」という指針が出されました。1ページの0歳児保育の量の見込み等についてというところをご覧ください。これが7月10日の国の資料からの説明になります。内容を読みますと、全国市町村に0歳児保育のニーズ調査結果等を調査し量の見込みを確認したところ、3号のうちの0歳児の量の見込みについて、育児休業制度があるにもかかわらず1、2歳児とあまり変わらない水準となっている自治体が散見された。これは、「作業の手引き」の計算方法によると、育児休業の取得状況が必ずしも反映されていない数値となることなどによるものと考えられる。このため、今般、育児休業の取得状況の実態等を踏まえた、よりニーズの実態に近いと考えられる量の見込みを算出する方法の例を示す、となっております。既に算出している利用意向率を以下の条件により調整する。

①現在の育休取得者を除外する②1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者を除外する③1年以上取得者を除外する④算出結果を年間の平均的な量の見込みとする（年度途中の出生により、年度初めと年度末では対象児童数が異なるため）以上が新たに国から示された国の指針であります。

つまり、0歳児～2歳児の3号認定者のうち0歳児の量の見込みを算出するにあたりまして、全国の市町村が量の見込みの算出に使用した平成26年1月26日に国から発行された「作業の手引き」の計算方法では育児休業制度があるにもかかわらず育児休業の取得状況が反映されていない、そういった量の見込みの数値が算出されていることが判明したために、急遽、国が今年度全市町村に対して育児休業に関するアンケート調査を実施しました。その集計の結果から育児休業の取得状況の実態等を踏まえた、よりニーズの実態に近い量の見込みを算出する方法を今回国が示したわけですが、国からは1ページにあります①から④の全国平均値のパーセンテージや計算方法等が示されて、それに基づいて計算させていただいたこととなります。大和郡山市では新たに①にあたり「現在の育児休業取得者の全国集計値」、②の「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者の全国集計値」、③「1年以上の育休取得者の全国平均値」、④「年間の平均的な量の見込み」を考慮に入れて新たな0歳児の量の見込みを算出いたしました。それでは、実際の数字で具体的に変更しました数値の説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。これが訂正する量の見込みになります。(1)子ども・子育て支援給付です。表の3号認定の0歳の項目をご覧ください。上の表の網掛けされている箇所が新たにお示しする変更後の数値になっていて、下の表が前回6月6日にお示した量の見込みの数値です。27年度に関しましては244から173に変更させていただいて28年度は244から168に、29年度は243から164に、30年度は238から160に、31年度は233から157にそれぞれ変更になっております。以上が0歳児保育の量の見込みの変更についての説明であります。なお、今回も変更後の「量の見込みの算出について」の参考資料を再度配布させていただきました。前回の平成26年度第1回のときにお配りした資料を一部改訂した最新版の大和郡山市の量の見込みの資料となっております。後ほどご覧いただければと思います。以上で0歳児保育の量の見込みの変更についての説明を終了いたします。ありがとうございました。

生田会長：ありがとうございます。今、事務局より0歳児保育の量の見込みの変更について説明がありました。これにつきましてご意見やご質問をいただきたいと思います。発言される方は挙手をお願いいたします。

私からよろしいですか。この表を見ると60～70名くらい見込みが減っています。国が出した①～④の条件がありますが、どの条件によってこのように減少したのですか。

事務局：①の全国平均値が51.5%でございましてそれを利用意向率として100%から引きなさいと言われております。一番大きいのがそこの変更になります。

葛本委員：今までの見込み量は、どのように算出されていたのですか。

事務局：育児休業については大和郡山市独自の算定方法で出しておりました。しかし全国的に

国がアンケート調査を行ったところ、0歳児保育の量の見込みがどの市町村も莫大な数になってしまったのです。それを現状の利用意向と照らし合わせるとかけ離れた数字になってしまうので、これで事業計画を立てるのはよろしくないという考えもあって今回全市町村から育児休業に関するアンケート調査を行ったわけです。それに対してこうすれば育児休業を考慮した本来の数字が出るという計算方法を国が考えて全国に示した形になります。

葛本委員：大和郡山市で育児休業を取得している人の実態と国の主導でもって行われた調査結果に乖離は見られませんか。

事務局：大和郡山市でも育児休業を取得している方はおられますがかなり少数ですので、それを実際、当てはめてしまうと適切な数値を得られないということで、今回、国が示した計算方法に基づいて算出した次第です。

葛本委員：大和郡山市在住で育児休業を取得されている方の実態数値を行政として把握しているかどうかと、今回出た数字と実態が結びついているのかの確認をしたわけです。あと、育休は女性だけが取るものではなく男性も一緒だと思うので、それも含めないと本当に大和郡山市としてのニーズを掴むことはできないのではないかと疑問に感じました。

事務局：アンケート調査に関しては無作為抽出で行いまして、育児休業についての回答はかなり少数でありました。たくさんの母体があれば平均的な数字を出せるのですが1桁台でしたので、その方の利用意向を用いたのではあまりにも偏った答えになってしまいます。ですから国の調査に基づいたほうが平均的な考え方が見えてくると考えました。そして国の計算方法を採用して実際の数値を確実に出せるようにした次第です。

生田会長：市で行ったニーズ調査による育休取得者の回答は数の問題から反映できなかったのお話ですが、やはり葛本委員のおっしゃったように大和郡山市民のニーズをしっかりと見極めていくことも大切かと思えます。それでは、こちらの0歳児保育の量の見込みの変更についてですが、事務局で計画策定という形でこの案の通り進めていただきたいと思います。それにつきましてご承認いただけますでしょうか。

【承認】

生田会長：それでは、続きまして議題（2）大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について説明をお願いいたします。

事務局：骨子案をご覧ください。今は量の見込みや数値的な部分について話し合っているところですが、最終的にはこういった事業計画として文章でまとめていくことになります。

この骨子案は、全体的な方向性をまとめた段階になっています。今回はその方向性についてご意見等いただきたいと思っております。では、目次を見ながら説明させていただきます。まず、1の計画の策定にあたってですが、これは計画策定の趣旨であったり位置づけ、対象、期間ということで、最初の会議でお示ししている子ども・子育て支援法の概要であるとか、この大和郡山市における位置づけを全体的な視点でまとめているところがございます。そして2の子ども・子育てを取り巻く現状と課題は統計であったりニーズ調査の結果から見えてきた主な課題をまとめたところでありまして、この内容は以前の会議でお示ししております。3は計画の理念と基本方向です。ここで子ども・子育て支援事業計画の理念、大和郡山市としてどういった方向で進んでいくのかをまとめていく部分になります。基本方向のほうでも少し細分化してその内容を書かせていただいております。4が施策の具体的な展開です。基本方向に基づきまして大和郡山市内の事業等も少し関連づけながらまとめていく部分になります。5の事業の実施目標とは教育・保育提供区域の設定であったり量の見込み、確保方策のことです。今まで検討してきた内容が主にここに載りますので、またご覧ください。今回は骨子案ということで、3の計画の理念と基本方向までをまとめております。4以降は素案の形でいずれお示しすることになります。では、1ページをお開きください。

計画の策定にあたってということで、計画策定の趣旨のところにはあまり市の現状は述べていないのですが、国の人口減少の状況やライフスタイルの変化等の子ども・子育て支援法がつけられた背景を書かせていただいております。そして、子ども・子育て関連3法の成立によってこの事業計画を立てることが市町村に義務づけられました。市におきましてもこれまで次世代育成支援対策行動計画を前期と後期の10年間策定してきましたが、そういった国の情勢を鑑みまして新たに子ども・子育て支援事業計画を立てるという趣旨を書いております。2ページをご覧ください。計画の位置づけとしましては、子ども・子育て支援法に基づくものになっていますが、市の第3次総合計画や教育、福祉分野等の関連計画との整合性を図って進めていくと書いております。また次世代育成支援対策行動計画が時限立法ということで平成26年度までの計画だったのですが、10年間延びまして36年度まで延長されました。それにより子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでもよいと国の指針案が出されていますので、大和郡山市の次世代育成支援対策行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に盛り込む趣旨で策定していきます。計画の対象は18歳未満の全ての子どもとその家庭ですが、次代の親づくりという観点から一部の施策では親となる若い世代も対象としています。計画の期間につきましては、平成27年度から31年度までの5か年とさせていただきます。3ページから子ども・子育てを取り巻く現状と課題に入ります。ここについては以前お示した資料を掲載しておりますので先に進みます。18ページからは子育て家庭の状況および子育て支援ニーズということで、ニーズ調査の結果を抜粋して載せております。事業計画にかかわる部分の数字は後で示すところなので、実際に子育て真っ最中の方が毎日どういう気持ちで子育てをしておられるかなどのサービス利用以外のところを抜粋するように心がけました。37ページからは次世代育成支援対策行動計画後期計画の実施状況ですが、ここも以前お

示しております。庁内で実際どういう取り組みをして成果があったのか、それに対して今後どういった課題があるのかなど、前回の計画体系に基づいてまとめた資料を掲載することとしています。48 ページからは子ども・子育てを取り巻く主な課題ということで、次世代の計画の施策ごとにまとめております。課題の1つ目が子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進です。アンケート調査に加えて庁内の方にも行っている取り組みを書きいただきました。その中から例えばスクールカウンセラーの配置であるとか人権侵害問題の防止の取り組みを中心に記載させていただいております。この子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進においては、いじめや非行、不登校等の社会問題に対して今後も地域、専門機関、医療機関等が連携して取り組んでいく必要があるとまとめています。課題の2つ目は子育て・親育ちができる環境づくりです。親育ちというキーワードが出ましたが、保護者自身がストレスを抱えてしまってそれが子どもの育ちに影響することも問題になってきています。またひとり親家庭、特に母子家庭が増加していると統計から分かっておりまして、ニーズ調査ではひとり親家庭の方は相談相手がない割合が他の家庭類型よりも高くなっている現状もありました。こういった課題を抱える家庭への支援は就学前に注目を置きがちですが、子どもが小学生や中学生または社会人になっても継続的な支援が必要ではないかと思ひまして課題として挙げさせていただいております。そして、そういった保護者の方の子育て仲間との交流の場やいつでも気軽に相談できる場の提供も求められていると分かりましたので、課題に盛り込ませていただきました。課題の3つ目は子育てと仕事の両立です。第一は子どもが健やかに成長することですが、それには家庭環境が大前提になってくる中で仕事との両立をこの計画においてもしっかりと押さえていく必要があります。ニーズ調査を見ると就労意向のある保護者の方が増加していきまして、潜在的なニーズによってすごく高く出るようなサービスもありました。ですから土日の保育や一時預かり、病児・病後児保育等のサポートが求められてきています。また、就労だけでなく介護の必要な方がいる世帯や保護者自身に障害があるなど様々な理由で子どもの保育を必要とする保護者の方からのニーズも予想されます。そういったケースにも対応していく必要があるということで、子育てと仕事の両立の中に盛り込ませていただきました。課題の4つ目は子どもや子育てにやさしい地域環境の整備です。ニーズ調査では6割以上が地域の人や社会に支えられて子育てできていると感じていると回答していますが、そう感じていない人も2～3割いまして、より多くの子育て家庭がいろいろな人に頼ってその人達に声をかけてもらえる関係づくりを今後もしていかなければならないと課題に盛り込んでおります。また、仲間づくりが課題2に挙がっていましたが、そういったネットワークづくりよりも活発にして、地域環境が整備されていくことを課題として盛り込んでいます。それと、子どもの安全・安心面です。交通事故や事件から子どもを守るような地域の見守り体制をさらに強化していく必要がありますので、それも課題にしております。課題の5つ目は豊かな感性を育てる教育の推進です。主に子どもの教育について掲載しております。市の中では見守り隊や読書活動等が地域ボランティアの助けを借りて行われていますが、地域ごとの実施状況に偏りが生じてきています。どこにおいても家庭、学校、地域の協働

により子どもの成長の助けになるようなことをしていく必要があります。また、子どもの生きる力を上手に引き出して伸ばしていくために親の教育も必要となってきます。そういった教育の環境や、さらにははじめを受けていたり不登校になっている子どもに対する支援にも一層取り組んでいく必要があります。あとは情報化社会の中でスマートフォンやインターネットを利用した青少年を巻き込む犯罪や被害を阻止していく必要があると書かせていただいております。この5つの課題につきましてもかなり多岐に渡っているのですが次世代の計画から引き継ぐということで、5つの分野の施策を子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでいきたいと考えているところです。

52 ページは計画の理念と基本方向になります。大和郡山市では「大和郡山市次世代育成支援行動計画」の基本理念の実現に向けてこれまで取り組んできましたというような文章から始まっていますが、次世代の計画での取り組みを今後も継承していき、新たな子ども・子育て支援事業も踏まえながらさらに子ども・子育てを取り巻く環境をよくしていく意味でこの基本理念をまとめております。この基本理念のフレーズを案として掲載しています。「安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山」です。次世代計画のときの基本理念が「互いに支え合い、助け合い、補い合い 子どもと大人がともに育つことのできる大和郡山」でした。今回は「安心して」という言葉を入れて支援が必要な人達がしっかり見えてくるような基本理念にしたいと思い、少しフレーズを変えたところです。53 ページには基本方向を記載しております。この5つの基本方向は次世代の後期計画を踏襲していくような形です。先ほどの5つの課題に基づいて、よりよくするための施策を盛り込んでいきたいと考えています。54 ページ以降はまだ項目立てだけでするのでイメージを持ちにくいのですが、計画の内容としては4の施策の具体的な展開、5の事業の実施目標と、ここの部分のボリュームが多くなって具体的な内容を重視していく計画になろうかと思っております。

今回お示しした資料ですが、これまでの会議で皆さんに検討していただいたり、資料提供した内容を再編集したような形になっています。これに関して次世代の考え方を踏襲するのがよいかどうか、課題に追加してほしい言葉、訂正したほうがよい表現等のご提案をいただければと思います。そして、基本理念ですが今は案として載せております。このフレーズにつきましても皆様から何かよいアイデアがあればぜひ参考にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

生田会長：ありがとうございます。それでは、大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）についてご意見、ご質問のある方がいらっしゃれば、よろしく願いいたします。

47 ページの通常保育事業が平成 24 年度の実績 16 か所から平成 26 年度の実施見込 15 か所になっていますが、これはどういうことでしょうか。

事務局：こちらは誤植で、現在 16 か所です。それと 41 ページにつきましても訂正をお願いいたします。⑤食育の推進のところに公立幼稚園前園とありますが全園が正しい表記です。申し訳ございません。

生田会長：ここからはお一人ずつご意見等を伺っていこうと思います。

高田委員：37～46 ページで主な課題が出ていますが、これらを今後どのように改善していくかが具体的に書かれていないので、それを疑問に感じました。

事務局：次世代の計画で出てきた課題を今回も取り上げながら子ども・子育て支援事業計画を立てていくわけですが、具体的な解決策についてはこれから策定する上で考えていきたいと思っております。

生田会長：課題の解決は計画の中で大変大事な部分です。課題を解決するにも短期に解決できるものと長期に渡るものがあると思います。この2種類を整理して次の計画に反映し、短期に解決できる課題はすぐに実行に移して、長期に渡るものはじっくりと考えた上で解決策に取り組んでください。

森田委員：次世代の計画が今回の新しい計画に入ったことで漠然としたものになったような感じは受けていますが、特に意見というほどのものは今はありません。

畑山委員：課題については自分の感じていることが多く挙がっていて、上手くまとめられていると思いました。この課題を解決するには今の取り組みをどんどん進めていくことが大事だという感想を持ちました。

小橋委員：私も特に意見はないのですが、様々な課題を受ける中で大和郡山市としてどのように取り組みを進めていくかはいずれ5の事業の実施目標にも詳しく出てくるでしょうし、これからだと思います。

米田委員：52 ページの基本理念はこれでよいと思いますし、見出しもこれでよいでしょう。ただ次世代の計画をご存知でない委員の方が多いようです。次世代の計画はこの子ども・子育て支援事業計画にかかわってくるものですから、資料として配布してもらいたいと思います。

葛本委員：基本理念の「安心して」は非常に大事な言葉だと思います。この言葉と子ども・子育て支援事業計画がどうリンクしていくかが1つのポイントです。育児の部分に焦点が当てられており計画の対象は18歳までというのが気になりました。子ども・子育てと聞くと子どもに目が行きがちですが、実はそこにかかわる両親を始めとして祖父母、地域の人などをどうサポートしていくかも子ども・子育ての計画に関係していると思います。大和郡山の子ども・子育ての計画はひょっとすると人生を全うするまで続いていくものかもしれません。ですから、計画全体の中で今回はこのスパンで事業を行うといった

形にしていくべきだと思います。県の子ども・子育て会議では荒井知事が子ども・子育て支援事業計画は少子化対策であると言われていましたが、高齢化率の高い大和郡山市がどのように地域で子どもを支えていくかが課題です。市はこの計画をどう捉えているのでしょうか。

事務局：確かに委員のおっしゃるように、家族だけではなく地域全体で支えながら子育てをしていくべきだと思います。今回は具体的に実施目標として数値を出していくわけですが、そういうことも考慮に入れた計画にしていきたいと考えている次第です。

大倉委員：子どもを育てるのにどのような環境が最善かを市全体で考えていくべきですが、都会と大和郡山市では環境が全然違いますし、国から出ている基準とも少し異なると思います。東京などでは待機児童が非常に多く、それを解消するために家庭で行う保育や保育施設を増設するなどの事業案が立てられていると思うのですが、大和郡山市の待機児童は1人か2人だと言われているため、ここではその事業案は当てはまりません。今の市の施設で十分まかなえます。人口がこれから減る傾向にもあると思うので、むしろ施設が余っていくのでは。ですから施設整備に力を入れるよりも、働くお母さんが子育てしやすいように病児保育にもっと力を入れるのも子育てに最善な環境を整える1つだと思います。

事務局：家庭的保育や小規模保育等が新たな事業として出てきていますが、実際都会にある分を全国的に認めていくというのが今回の事業計画です。アンケート結果から量の見込みを算出させていただき現状と今後5年間の将来像を見ながらどういう確保方策を立てていくかが今回の計画になるわけですが、量の見込みが十分であれば保育施設の事業者を積極的に誘致するものではありません。ですので、まさにおっしゃっている通りだと思います。

米田委員：就労している方への子育て支援も課題に挙がっていますが、保育現場におりますと就労しているいないにかかわらず、子育て支援をしていかなければならない家庭が増えていくと感じます。私達の時代と比べると子育てについての常識が違ってきていますので、そうすると5年後、10年後の子育てに対する認識もどんどん変わってくると思います。皆で子育てしなければいけない必要に迫られていると私は感じるのですが、それはせっかくの親子遠足のときでも保護者の方がスマートフォンをいじっているような状況だからです。ですから子育てを考える以前の問題で、どれだけ行政や地域の方、私達運営する側が協働して子育ての課題に取り組もうとしてもそれが形骸化してしまう社会になっていく危機感を感じております。子ども・子育てを取り巻く主な課題を解決するために実行に移すことが大事ですが行政の方も異動がありますしいずれこの会議も終わります。だからといってそこでおしまいではなく、子育て支援策をルールに乗せて皆の力で支えていく必要があると思います。メディアに出ている驚くような児童虐待等の事件が現実

に目の前にあると保育の現場にいると痛感します。そういう荒廃した事態に危機感を感じ、歯がゆくもあるのですが、教育・保育の現場と地域が一緒になって定期的に着々と子ども達を見守っていかねばならないと思っております。

生田会長：現場にいらっしゃって子ども達の現状を心配されているために、今のようなご意見が出たのだと思います。継続的に子どもの見守りや子育て支援ができるよう、行政でも力を入れていただければと願います。

吉野委員：安心して各家庭で子育てするためには経済的な支援も必要かと思いますが、それぞれが生きてきた中で持った人生観や価値観がある中で、どう支えていけばよいのか考えてしまいます。虐待の連鎖もある中で、個々の家庭を支える難しさも感じていますが、自分の今の位置からできることを考えながら日々行動しているような状況です。36ページのアンケートで将来、お子さんにどのような人に育ってほしいと思うかという質問に対して最も多かった回答が公共心や社会常識、マナーを身につけた人で、ここにすごく救われた思いです。今のこんな世の中でも親の願いは変わらない、いわゆる古きよき時代から何十年経とうが親の気持ちは普遍的だ、こういう人間の基礎を保護者が最重要に思いながら子育てし、なおかつ子育ての環境や支援を整えばよい方向に進んでいくだろうと嬉しく感じました。

乾副会長：アンケートの回収率が約 50%でした。もっと自分達の状況を知ってほしい、こういう状況を改善してほしい気持ちがあるのなら、もう少し多くの回答をいただきたいかと思えます。アンケートを返送した 50%の方はこれが子育て支援に役立てばという思いで回答されたと解釈していますが、あと半分の回答していない人が何を考えているかは想像もつきません。個々に子育てにかかわっている人々は親御さんを助けたい思いで頑張っているわけですが、そこに親自身の気持ちをもっとあればもう少し踏み込んだことができるかと思えます。また、支援している人の横のつながりが希薄かと感じますので、地域の方を始め支援されている方同士のネットワークも強化する必要があるのではないのでしょうか。

米田委員：アンケート結果は、調査対象になった方全員に送っているのですか。

事務局：個々にはお送りしていませんが、ホームページに掲載しております。

生田会長：ご意見も出尽くしたかと思えます。大変貴重なご意見を皆様から頂戴しましたので、計画を策定する中で反映できる部分はそうしていただければと思っております。それでは議題（2）の骨子案につきまして、事務局案をご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【承認】

生田会長：全会一致でございます。ありがとうございます。続きまして、前回の会議の議題でありました各基準（案）の報告事項について、事務局よりよろしく願いいたします。

事務局：それでは、大和郡山市が条例で定める基準についてとタイトルがついている資料をご覧ください。こちらについて報告させていただきます。まず、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてです。国基準を以下の①～③の通り変更いたします。①家庭的保育者ですが、こちらについては国の基準では保育士または保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者となっておりますところを保育士に限定いたします。これにより対象事業は家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業となります。②家庭的保育事業、小規模保育事業C型についてですが、こちらは一人で保育することがないように複数人で保育を実施するよう規定を追加いたします。③暴力団排除の規定を追加いたします。次は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についてですが、こちらにつきまちは国の基準に加えまして暴力団排除の規定を追加いたします。最後は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてです。前回の会議で申し上げていた通り①の専用区画の面積並びに支援の単位を構成する児童の数については、当分の間適用しないこととします。さらに②で暴力団排除の規定を追加いたしております。以上です。

生田会長：ありがとうございます。今の各基準（案）の報告事項につきましてご質問やご意見がありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。会議終了後に気づかれた点等ありましたら、また事務局までお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。これで全ての議事を終了とさせていただきます。私の司会も終わらせていただき、事務局にお願いしたいと思います。

事務局：皆さん、どうもありがとうございました。本日は長時間に渡りまして大変熱心にご審議いただきまして、感謝いたしております。今回頂戴しました貴重なご意見につきましては、また事業計画に盛り込めていければと考えているところでございます。本日ご審議いただいた内容につきましては、後日整理ができ次第、市のホームページに掲載させていただく予定としております。なお、今後の子ども・子育て会議ですが、素案の形でお示しする「量の見込みに対する確保方策」「事業計画（素案）について」などを議題とする予定です。開催の日程等決まり次第今回のように事前に文書でご案内させていただきますので、よろしく願いします。また急な会議の開催等、委員の皆様には毎回大変なご迷惑をおかけしておりますが、ご容赦いただきますようによろしく願いします。本日は、どうもありがとうございました。